

結婚カウンセリングのケースワーク的発展

嶋田津矢子

はじめに

私が『結婚カウンセリング』の一書を公にしたのは、昭和38年（1963）のことであった。日本において未だ開拓書として、方法論上の試案の域を出ない拙著の構想は、新しい分野に探究の歩を進めようとする学究者が誰しも感ずるよう、一つの曲り角をまわる毎に新たな好奇心に誘われると同時に、一歩毎に行く先の不安の募るのを禁じ得なかった。ドストエフスキイは、その最初の作品『貧しき人々』を公にしたとき、「処女作の運命は、無限に訂正るべきものです。」（ドストエフスキイ全集、第一巻、春秋社版、二頁）と記しているが、私は『結婚カウンセリング』のように、研究方法の探求を狙いとする書物は、自分なりに常に反趨し続けながら、学問的方法の変化につれて、いつかは書き改めなければならぬ性質のものである、という責任感を免れることはできない。

心理学や精神医学の叡知に導かれて、結婚葛藤をその新しい手法をもって解決しようとする傾向の強い欧米の「結婚カウンセリング」の領域で、人間関係の葛藤をもっとひろい学問的視野に立って、心理学や社会学、文化人類学、或は経済的な諸要因の総合される現実の場から究明しようとする新しい学問的脈動に耳を傾けつつ、わが国の将来に展開される結婚カウンセリングを、そのような新しい学問的方法論の上に道備えすることが、この新活動の健全な専門職としての確立に必要であるというのが、私の信念とするところであった。

その後、五年間ほどの間に、結婚カウンセリングへの方法論的示唆を与える幾冊かの学術書を閲読する機会をもったが、そこに展開される人間関係の葛藤解決の手法は、私が拙著にとりまとめた

結婚カウンセリングへの基本的な考え方と、どのような関係に立つのであろうか。本稿は、そのような問題意識をもって、斯界その後の理論的発展を検討することを目的としている。

I

「結婚」といえば、人はその種々相を思い浮べるに先立って、人間社会の普遍的事実として、社会的・法律的な共通側面を念頭におくであろう。その自然史的な意味では、結婚は一人の夫と一人の妻との多少とも持続的な結合で、社会によって承認（sanction）を受け子孫の出生と養育にたずさわる一定の人間関係を指している。法律的には、結婚は家族を形成するための男女の契約（a cotract）を意味している。そこでは、他の人間関係とは異なる独自の相互作用（interaction）が、結婚成立の不可欠の前提条件として要求されている。しかるに、現実の結婚関係では、この相互作用は、夫および妻の担うさまざまの要因や、それらの要因のからみ合う生活局面の多様性によって、無限に相違する場面をつくりだし、社会制度としての結婚の限界内において、万華鏡の種々相にも似た無数の類型をうみだすばかりではなく、表面的には正常な結婚関係の様相を維持しながら、緊張・葛藤・危機の繰返しのなかで、時として結婚の実質を喪失するような状況を秘めている場合が少なくない。「結婚カウンセリング」とは、この緊張・葛藤・危機の破壊的傾向に抵抗して、結婚の実質を回復し、またそのような破壊的傾向の発生を未然に防止して、健全な結婚を維持せしめようとする科学的処置を意味している。

私が拙著『結婚カウンセリング』において強調したのは、結婚における問題発生の真相を、生活構造における多要因が、その生活史のなかで醸し

たず特殊状況、即ち諸要因の全体的ダイナミックスにおいて理解すべきこと、従って一面には破壊的傾向に参加する諸要因の分析及びその処理とと

もに、他面ではそれらの要因の相互作用の過程で形成される破壊的局面を回避するための環境変容 (environmental modification) の努力が、結婚カウンセリングの必須の条件と解せらるべきこと、即ち結婚カウンセリングは、その課題に適確に対応しようとするならば「結婚ケースワーク」として、現代的意味でのソシアルワークの課題である、と考えられなければならぬということであった。¹⁾

「カウンセリング」は、社会関係の特定の「問題」(the problem) に焦点を合わせるのに対して、「心理療法」は「人」(the person) を主眼点として、個人の精神内面の機構に注意を集中し、個人のパースナリティおよび個人の内部に展開する諸力の均衡に関心をもつ。これに対して「ケースワーク」は「人」と「問題」との両側面をとりあげる。カウンセリングは「問題」を焦点とする場合主として問題をひき起した人の主体的側面に視点をおくのに対して、ケースワークは、その問題発生の真因が、パースナリティ要因と環境的要因との全体的ダイナミックスに位置付けられるべきことを認めるがゆえに、環境的諸要因を考慮に入れて、環境変容の具体的サービスを主要な力学的要因として併せ用いようとする。Florence Hollis はケースワーク処置の類型に言及して、「ケースワーク処置には主要な二つの類型がある、(a)ケースワーカーの遂行する環境変容より成り立つもの、(b)ケースワークの面接を通じて、個人自身の内部にひきおこされる諸変化より成り立つもの。多くの場合、これら二つの過程は結び合わされている。」²⁾と述べているが、この事情を理解するならば、Aptekar が「それ故、カウンセリングは具体的サービスを欠くケースワーク (case work without a concrete service) である、と考えることができよう。」と云い、ケースワーク、即ち「カウンセリング・プラス・具体的サービス」による対応をもって、人間関係における問題解決に処する一層有効な方法と考えていることに、特別の意義を認めることができよう。

しかし人間行動に関する最近の科学的研究方法

の発展は、人間行動決定における諸要因の力学的な総合を重視せしめるようになっているので、カウンセリング・心理療法・ケースワークは、やが

て一体化して、只一つの新しい専門職を形成するに至ると考えられている。³⁾

本論文が以下に扱おうとするのは、結婚カウンセリングにおける諸要因の総合的研究に係わるが、このような全体的ダイナミックスの総合理解を基底として論ずるときにのみ、個別的要因の緻密な分析が意味をもつことが一層明らかになるであろう。

II

カウンセリングは、生活体験のなかのさまざまの調整問題 (adjustment problem) について、人々を援助することを課題とするが Cara Kasius は、カウンセリングの一般的課題を、次の二つに分類している。(1)その人に、社会的機能 (social functioning) 上の問題に関する自己の態度と感情とを表明し、それを処理するための可能な諸手段に就いてのディスカッションを通じて、新しい見透しを得ることのできるような経験を提供するもの。(2)その人に、それを通して個人的および人間相互間の葛藤を解決し、心理的発達を一層高い水準に到達することのできるような経験を提供するもの。⁴⁾

Kasius に依れば、第一の支持的カウンセリング (supportive counseling) のタイプは、第二のものよりも一般的に用いられ、学校、施設、病院、老人ホーム、産業、軍隊などのひろい場面に活用されている。これに対して、第二のタイプは、主として精神衛生相談所や家族サービス機関、児童福祉機関、而して結婚カウンセリングセンターによって行われるものである。この型の援助を受ける人々が遭遇する社会的機能上の問題に、主として情緒およびパースナリティの諸困難に根ざし、家族葛藤、家出、非行などの形をとる場合が多い。こうした種類の問題解決には、心理現象を扱うに足る慎重な鑑識眼と技術とが要求される。結婚カウンセリングが、このように第二のタイプに位置づけられているということは、カウンセリング発展の歴史が、ケースワーク方法の確立に先立つ

て、フロイドの業績により俄かに急速な進展を遂げた精神医学 (psychiatry) によって、著しい影響を受けたことによるものである。

ソシアルワークの領域で、家族問題にカウンセリングを駆使する最初の試みが行われたのは、既に前世紀に創立された慈善組織化協会 (COS) 時代のことであって、貧困救済活動のみではなく、個人的指導による家族更生の必要は、はやくから認識されていたことである。しかるに、「人」とその「問題」とに対応する包括的なケースワークが、末だ方法の模索を続けているとき、その構成要素の一部門たる心理学の領域で、個人間の相違性に着目して、精神的能力を測定する科学的方法の探求が急速に進められ、今世紀の初め20年間には、既に人事相談の心理学的対応が固有の分野を主張し得るようになった。

精神医学の領域で、フロイドとその弟子たちが、無意識とその行動への影響を発見したことは、精神的疾患やパースナリティ障害の治療および予防に対する新しい可能性の道への開拓であった。欧米における精神衛生相談所や児童相談所の開設は、この20年代に始ったが、その後の社会保障法制定 (1935) を中心とする経済的給付の整備は、カウンセリングを含む助言機能の側面を一層重要視する機運を醸成した。産業化の急進に伴う最近のオートメーション、人口移動、婦人の就業の増加などは、人々の社会的機能の伝統的パターンをその根底からくつがえし、急激な変動のなかで日常生活の心理的安定を攪乱された人々は、人間の心理構造の奥底に喰い入って、不適応に対する調整を試みるカウンセリング・サービスの独得の価値に眼を向け始めた。

激変する社会生活のなかで、結婚関係もまた新たな緊張・葛藤・危機のなかに投げだされる。産業化と都市化の歩みは、人間生活の物質化の過程でもあり、官能的ふんきの一層はげしくなるにつれて、男女関係の性的衝動と従来の価値観との矛盾が、心理的不安定状態を尖鋭化する状況をつくりだした。その不安定状態は、もともと人間生活の主觀的および客觀的な多様な要因のもつれ合いによってかもしだされたものではあるが、人々はその不安も心理的場面で自覚しているのであるから、何よりもまず心理的操作に依存するカウンセ

リングに、結婚の悩みごと解決の道を求めてくるのは、自然の成行である。このようにして、結婚カウンセリングが、結婚における社会的機能の回復と、機能障害への予防とを主として心理学的また精神医学的な対応技術をもって受けとめようとする一般的な気風がうまれた。

結婚カウンセリングにおけるかかる心理主義的偏向を破るためにには、人間理解の変化を導き出した行動科学の発展を必要とした。いま欧米の結婚カウンセリングは、徐々に心理主義一辺倒の伝統を改め、社会学や文化人類学的側面との兼ね合いで、結婚葛藤の問題性を再検討する方向に進みつつあるということができる。結婚カウンセリングの最近の文献が、社会的役割 (social roles) や価値 (values) や社会階層 (social stratification) のごとき問題に、視野をひろげはじめていることは、注目すべき傾向である。

今春出版された Edwin J. Thomas, ed. *Behavioral Science for Social Workers*, 1967. のごとき研究書は、将来の結婚カウンセリング研究に幾多の示唆を与えるものである。Thomas は行動科学とソシアルワークの関係を説くに当って、心理学・経済学・政治学特にまた社会学的知識の重要性を強調している。ソシアルワークの対象としてのクライエントを分析するにも、その社会階層、パースナリティと社会構造、社会崩壊と非行、家族、精神障害の社会的背景、犯罪学、社会運動などの関係を問わなければならず、それらの知識を与えるものは、即ち社会学にほかならぬ。⁵⁾

Cora Kasius が、カウンセリングの技術を論じて、「カウンセリング技術は、個人が自己評価 (self-evaluation) 過程に携わるのを援助するよう仕組まれているが、この自己評価過程は彼を導いて、自己の個人的および社会的関係を一層満足に取扱い、自己の生活局面の改善に適切な処置をとらしめるのである。技術は心理的原理に基くものであるから、カウンセラーは心理学理論をしっかり身につけていなければならぬ」⁶⁾ と述べているのは、カウンセリングの心理学的偏向を脱却しきれない米国的情環境を如実に反映するものである。しかし Kasius がカウンセリングにおいて、他の諸専門領域とのチームワークを現代の特徴としてあげていることは、既に今日のカウンセリン

グが、心理学を駆使するだけではその任に堪えないことを告白するものと云わなければならぬ。曰く、「新しい援助方法の著しい特徴は、チーム接近 (the team approach) ということである。ある場面では、サービスはさまざまの学問分野からの専門家の正式のチームによって提供されるが、他の場面では、その構造はそれほどフォーマルではなく、種々の専門家の知識と技術とが活用される。フォーマルなチーム接近は、医療ならびにリハビリテーション機関で広汎に用いられている。」⁷⁾

結婚カウンセリングにおいて独自の発展を遂げた英國では「The Family Discussion Bureau」がその主軸をなしている。「家族福祉協会 (The Family Welfare Association)」によって1948年開設されたこのビューローでは、臨床心理学者の活動、精神分析学者および精神医学者のコンサルタント的指導のもとに、家族福祉協会、市民相談所のワーカー、訪問保健婦、保護観察官、病院社会部員たちとの定期的会合によって、チームワークを進めているが、その活動は、最初は著しく心理学や精神医学を中心をおいていた。それは結婚葛藤に悩む当事者たちが結婚カウンセリングを求めてくる直接の動機が、その心理的苦痛にあるからであった。ビューロー設立当時に出版された John F. Cuber 教授の「Marriage Counseling Practice, 1948」に於て、結婚カウンセリングに高度の精神医学や精神分析の知識の必要を強調している。しかも「そのことは、なまかじりの治療家たちが屢々手がけるような、分析と精神医学の浅薄なしろうと道楽を許すということではない。これらの領域での訓練は、徹底的に行われなければならず、素人の手によるこれらの接近には限界があることを十分教えこんでおくことが肝要である。」とさえ記している。⁸⁾

しかるに英國における結婚カウンセリングの実際経験の積み重ねられるにつれて、結婚葛藤の具体的事實は、心理学、精神医学、医学のみではなく社会学、倫理学、法律学などの諸科学にまたがるひろい学習を必要とすることが、次第に明らかになってきた。英國の全国結婚指導協議会のカウンセラー養成方法を詳細に報告した J. H. Wallis 並びに H. S. Booker による「Marriage Coun-

seling, 1958.」は、その間の事情を伝えてこう云っている。「このことは、それ自身全く新しい経験であった。多くの専門職は、かれらの活動の道筋で結婚問題とかかわりを持つこととなったが、どの専門職も結婚をその重要関心としたものではなかった。この一つの特別の関係をとりあげて、異なる専門職のグループの立場から、検討するということは、全く目新しいことであった。それはあたかもこの運動の開拓者たちが、唯一つの専門職だけでは結婚問題の解決にはならないので、皆がこの問題に集中して、互いに他から何かを学ぶべく試みようと申し合わせたかのように思われた。それは謂ば、諸種のグループの間の縦割りが、各々が結婚不調整問題に触れ合う一点で水平的に断ち切られたようなものであった。興味深いことは、これはこんにち米国の専門用語で一つの問題に対する『多元科目的接近』 (multidisciplined approach) として知られているものを実践する最初の試みであったに違いない。」⁹⁾

ここに「多元科目的接近」と呼ばれているものが、欧米の結婚カウンセリングの科学的基礎をきずく新傾向であるが、そのことは、結婚カウンセリングを家族ケースワークの一環として理解すべきであると主張した拙著『結婚カウンセリング』の論点を、より一層急速に進展せしめつつあるようと思われる。ケースワークは、社会事業的方法の重要な部分をなすものであるが、その社会事業の理論的動向は、諸科学の総合的理論を社会福祉問題解決の要件と解する方向をとりつつある。そのとき結婚カウンセリングの内面的発展が、必然的に同じ方向をとるに至ったことは、結婚カウンセリングが、クライエントの主体的・心理的側面のみならず、客体的・環境的側面との統一的処遇を必要とするという認識から、次第にケースワークとその範囲において合一する過程にあることを意味するものである。

勿論、カウンセリングはその専門職的確立の過程で、心理学・精神医学的訓練に集中し、またある程度まで精神分析学への関心をその専門性の条件としてきた歴史的事情から、専門職的独立性を主張する身分上の必要と結びついて、いかにケースワークとの科学的基礎の同一化の潮流のなかに棹さしているときも、容易にみずからを家族ケー

スワークの一環として、社会事業のなかに位置付けることを承認し得ないであろう。しかし対象と対象接近の方法とが同一化の方向をとりつつあるとき、専門職的身分確立の要求から、カウンセラーとソシアル・ワーカーとが、互いにセクト主義の立場から、その職分の異質性よりも同質性に重大関心を寄せ得ないとしたならば、それは結婚不調整における援助的専門職の在り方としては、進歩的な態度であるということはできないであろう。結婚カウンセリングが、過去の心理学的偏向性を改めるために、従来の専門職的特殊性の狭いカラを破るとき、自己の正常な発展が可能となるのである。漸く専門職的確立の方向に向かおうとするこの新しい領域では、その対象者に対する正しい処遇態度を中心に、みずからの位置を定めることができ、専門職の社会的責任を果たす上に重要な意味をもつことを自覚しておかなければならぬ。

人間関係の不調整をめぐって、対象者把握の基本的態度が最近どのように築かれつつあるかを理解するためには、Alice L. Voiland, *Family Casework Diagnosis*, 1962. Florence Hollis, *Casework, A Psychosocial Therapy*, 1964. また先に掲げた Edwin T. Thomas, ed., *Behavioral Science for Social Workers*, 1967. のような著書に現われた最新の方法論を検討することが有意義であろう。

III

Voiland はその『家族ケースワーク診断』において、社会的行動の決定因を論ずるに当って、「ここに考えられている家族ケースワーク診断は、家族もしくはその成員の社会的機能障害に対しては、唯一の要因群が責任をもつものではないということを示している。唯一の体質的遺伝、或いは全体的ペースナリティ、直接的環境の特定性質、集団生活の社会的標準、または家族成員の演ずる役割のみをもって、心理的病理学を十分に説明しうるのではない。むしろそれは、種々に結び合わされたこれらの諸要因が、多くの場合、個人的調整の基本的類型を形成し、これが社会的機能障害を説明するものと考えられる」¹⁰⁾ という見解を出発点としている。彼女によれば、近年、ケ

ースワークの領域でも社会的不調整の病因学的因素として、社会学的、文化的諸力が次第にひろく受け容れられるようになってきた。対象の診断に際して、行動類型の特徴や個々の家族成員の直接的環境を理解する為には、これらより広範囲の要因が重要な意味をもつ。即ち援助活動の実践には、「個人を社会的存在として、彼自身の社会的背景において理解すること」が必要である。従って家族関係の理解にも、そのような広い視野が要求せられ、その不調整対象もまた、それらの総合的処置を必要とし、行動の心理的側面の重要性を前提とすると同時に、単に心理的操作を以って不調整の克服には到達し得ないものと考えられている。

結婚にかかわって、乱婚・近親相姦・同性愛あるいはまた売淫の排除を求められるのは、結婚が生理的欲求にのみ依存する生物学的事実として成立するのではなく、人間生活の維持・発展のための社会制度的事実として、夫婦関係の單一性と持続性とを要求されているからである。Voiland によれば、結婚行為は家族確立の象徴となるものであって、子供たちが心理的に成熟したペースナリティを形成しうるための育児と、成人の安定した社会的行動の維持という二つの主要目的を社会によって荷負わされている。従って結婚関係は(1)夫婦の愛情関係とそのなかでの相互の自尊心維持の仕方に係わる情緒的機能、(2)夫婦が互いに分ち合う諸価値に関し、また家事行為に責任をもつ経済的所得並びに夫・妻として相互に維持しあう家政的機能、(3)性的行為に関する夫婦の価値感と関心を含む性的機能、(4)宗教、文化、レジャーに関する夫婦の共通の価値感と同意、並びに親戚との接触のごとき社会的機能、(5)子供の円満な性格発達を計る育児機能を担っている。

正常な健全家族においては、結婚はまず第一に愛情関係 (love relationship) の充実に始まる。そこでは夫婦はそれぞれの生家への情緒的なつながりを維持しながらも、両親への定着現象を免れて、互いに配偶者の保護者となり、相互に愛情を受けることによって、情緒的安定に到達する。この愛情の相互交流は、配偶者の單一性のなかで最高潮に達し、その誠実性が基本的関係の緊密性を強化する。そこから結婚生活の他の要素における

価値感の共通性が強められると同時に、逆にまた生活における価値感の共通性が、愛情の交流を一段と高めることになるのである。

健全な結婚機能は第二に配偶者同志の自己意識 (self-identification) の確立維持にかかる。情緒的に安定した夫婦は、互いに男性および女性としての確固たる自己意識を保ち、社会の文化類型のなかに規定される夫および妻としての在りかたを相互に受け容れ、そこに満足を見出す。ここでは主婦は、女性たるがゆえに軽蔑され、支配され、或いは搾取されるということにはならない。相互は男性であり、また女性であることによつて、相互に尊重されるのである。

健全な結婚は、第三には問題解決能力によつて、優れた社会化 (socialization) 機能を果たす。社会生活、殊に家庭生活では絶えざる再調整が要求され、その解決に対する責任回避よりは、思慮ある活動によつて、問題解決に当るべきであるという態度をもつて、夫婦共に協力する。このような夫婦は、欲求挫折や失望に耐えて、その不安を却つて対策発見への積極的な刺戟として受けとる。困難に直面して、夫婦は互いに健康回復、情緒的平衡状態の再建、社会的行動の安定化を計り、相手の創意性発揮に協力する。このときもし問題の実態を無視若くは回避し、相手の負担を加重するような態度をとるならば結局は破壊的態度をうみだすのである。

しかるに、現実の家族関係には、Voiland の分類するところでは、(1)過度の自罰的不安状態におかれる完全主義的家族 (the perfectionistic family), (2)家庭生活の通常の緊張にも対抗しきれない他者依存的な不適当家族 (the inadequate family), (3)社会的行為において、過度にエゴ支配的・自己追求である自我中心的家族 (the ego-centric family), (4)他者および環境との社会的ラポールを欠如する非社会的家族 (the unsocial family) 等の問題家族が並び立つ、これらの家族機能障害の諸原因を分析すると、外部的緊張の出来事によって刺戟される内部的葛藤から生ずるもので、家族の心理社会的混乱 (the psychosocial disorders) を促進する環境的压力の分析と対策とが、欠かすことのできないものであることが理解されるであろう。

結婚機能は、家族機能全体からみれば、その一部分にすぎず、その全体の文脈 (context) のなかで理解されなければならぬ。従つて結婚関係のアブノーマルな姿は、子供たちの発達上の欲求、両親の家政能力、配偶者の生理的および精神的健康、家庭および地域社会におけるその社会的行動などの、全体的状況との関連においてのみ解明さるべきものと云わなければならぬ。それゆえに、結婚不調整への対応は、(a)家族成員がその現存の不調整に如何に対処せんとしているか、(b)かれ等は如何なる行動をもつてこの緊張に反応しようとしているか、(c)問題の解決のために誰がリーダーシップをとろうとしているか、(d)行動を展開しようとする試みが、その解決に適切であるかどうか、或いはまたその活動は無効ではないのか、というような家族ダイナミックス (力学的関係) のなかで考慮されなければならず、育児、所得稼働、家政、親戚関係などの関連における処置を伴わざるを得ない。問題解決処置の第一歩は、能うかぎりその原因となる諸要因を正確に位置付けるために、ワーカーがあらゆるソースからその夫婦に関する知識を動員し、クライエントの口述する以上のことをつきとめることでなければならない。その目的とするところは、因果関係の時間的経過に従つて、あらゆる要因を記述し、現在の混乱した徵候が、いかにして不調整の諸側面と関係しているかを明示することにある。

問題解決の為に着目すべきは、次の五点である。

1. その夫婦の直面する問題を説明し、また実際に原因と解せられる外部的事情。
2. 外部的もしくは環境的諸要因が、事実、困難に介入しましたは困難をもたらし、かくして主要問題を惹起するに至った程度。
3. 問題発生の理由となった態度、行動、若くは内面的なパースナリティの葛藤。
4. 態度、行動および内面的なパースナリティ葛藤が、事実、困難に介入しましたは困難を齎し、斯くして重要問題をひき起すに至った程度。
5. その家族が外部的もしくは内部的問題から相対的に自由であり、斯くして更生の可能性 (the rehabilitative potential) を増大する程度。診断の正確を期するためには、次の三点を明らかにする必要がある。

- (1) 完全主義的、不適当、自我中心的および非社会的の四種の家族類型への分類。
- (2) 家族類型の特徴的症候群 (syndromes) およびその家族の症候群の苛酷さと範囲の簡単な叙述。例えば如何なる点で、その対象が非社会的家族たることを示唆しているか。
- (3) 明確な分類の不可能な場合には、家族類型によって診断を明確化するのには、如何なる処置が役立つか。

以上に略述したような理由から、問題解決対策としては、(1)単なるカウンセリングではなく、パースナリティ機能と人間関係とのダイナミックスのなかで、動機付けを欠き葛藤或いは恐怖に苦しむ対象者のために、例えば里子処置、精神病者の収容などの社会的サービスを行う場合、(2)対象者の情緒的要因がその社会的機能にとって直接的或いは潜在的に破壊的たる程度に応じて、直接的介入、情報提供、助言と補導などの処置技術を駆使する場合、(3)対象者の問題が危機の段階に陥ることなく、破綻の可能性をもたず、社会的機能には相当に安定性を示している場合、又は更生目標への処置が実際には不可能と思われる場合に、経済的保護、家計指導、移転援助、住居、医療保護、その他の具体的援助など、ケースワーク技能の第一次的段階に限定して、社会サービスを行う場合を考えられる。

Voiland がここに明らかにしているようなクライエントの診断と処遇とは、明らかに もはや単なるカウンセリングの領域に留まり得るものではなく、社会サービスと不可分的に結びついている。Voiland が明らかにしようとしたのは、家族関係の不調整は、パースナリティ的側面と環境的側面との接点において惹起され、その一面的理解を許さぬものであるということであった。私見によれば、結婚関係の不調整もまた、家族問題の一部分として、実はこの家族ケースワークの対象領域として考察される方が自然な問題なのである。先にも述べたように、Aptekar は心理療法の中心は「人」。カウンセリングの中心は「問題」、而してケースワークは「人」と「問題」とを総合的に扱わんとするものと概念付けたが、具体的には「人」としてのクライエントが「問題」を担っているのであって、両者を分かつことは、人間の実存的な

取扱いであるということはできない。「人」のもつ「問題」を、人間の社会生活の全体的文脈で捉えようとするとき、結婚カウンセリングは、「カウンセリング」の名称にも拘らず、全人的人間としてのクライエントを先ずケースワーク的感覚を以って受けとめ、対象者の置かれた不調整状況が、たまたま主体的パースナリティの領域に比重を置いて問題を惹起しているとき、面接過程のみで、問題解決に導かれうると考うべきである。

IV

コロンビア大学の Florence Hollis 教授は、かつて『結婚不調和におけるケースワーク』(Case-work in Marital Disharmony, 1947.) 『結婚葛藤のなかの婦人たち』(Women in marital Conflict, 1949.) のごとき著書をもって、結婚カウンセリングに開拓的貢献をしてきた学究者であるが、数年前の『ケースワーク心理社会的治療』(Casework, A Psychosocial Therapy, 1964.)においては、その方法論的研究を大成したという印象を受ける。曰く、「ケースワークは、つねに心理社会的処遇方法をとってきた。それは、機能障害の内部的心理学的原因と外部的社会的原因のいずれも認めておりし、個人をして自己の欲求を一層十分に充足し、その社会関係において一段と適切に機能することを可能ならしめるように努力している。その歴史を通して、他の科学諸領域が諸資料を検討し、人間問題の心理的および社会的側面のいずれをも解明することを約束するような理論を進めるにつれて、そこから絶えず結論をひきだしてきた。」¹¹⁾

Hollis のいわゆる『psychosocial approach』は、「状況人」("the-person-in-his-situation") は、つねに「内部的压力」("internal pressure," 社会学的用語をもってすれば "stress") と外部的压力 ("external pressure," 社会学的用語で "press"), 即ち個人内面の諸力と環境内部の諸力とのそれぞれの状況的な出あいの仕方に左右されるという理解を出発点としている。それは環境論者の主張するような、人と環境との単純な作用・反作用 (action-reaction) の関係ではなく、その相互作用 (interaction) においては、外部的 press は個人

の受けとり方の相違によって、直ちに変容する性質のものである。この場合、Hollis の理解するところによれば、主体者の側の性質、即ち彼の欲求或いは内部的 stress の事情によって、その外部的 press の認めるのに独自の反応の仕方を示すのであり、また「状況」という言葉も、人々の多様性 (a multiplicity of persons), 即ち社会学者のいわゆる a "role network" を意味する複雑なものである。人が外部的 press に反応する場合、この反応は、他の人に対する一つの press となり、相手は相手自身の独自の欲求や認識の仕方を以って、これに対応するのである。この Hollis の着眼点は、Glinker, *Psychiatric Social Work*, 1961. の主題として取りあげた『transactional theory』(相互影響作用説) の社会心理学的理解方法と同種類のものであると思われる。

主体としての個人と客体としての状況との両側面の統一的理解ということが、今日の人間理解方法の主流をなすものである。それ故に Hollis が、「時としてケースワークは人間調整 (man's adjustment) の社会的側面に向けられ、精神医学は人の内面心理的調整に向けられると云い慣わされてきたけれども、これは誤った分類法である。精神医学のある部門では、ケースワークの究明しないような精神内面的機能 (intrapychic functioning) の諸領域を探究するけれども、ケースワークは特に精神過程を取扱い、また精神医学は人間関係的資料を取扱わなければならぬ。两者とともに、社会的機能の改善促進に関心をもち、共に多くの場合、ペースナリティ変化の達成を目標として、精神内面的機能を取扱う。両者の区別は、主として技術的方法上の事柄である。」¹²⁾と論じているのは、等しく個人のよりよき社会的機能の昇揚に向けられるケースワークとカウンセリングとが、原理的に先ず『psychosocial approach』を共通の立場として認め合うべきことを教える意味深い見解である。

社会的機能は、社会環境と個人という二つの主要な独立変数の相互作用 (interplay) から成り立つ。この環境的要因は、機会、満足、欲求挫折および剝奪をもたらすが、環境とは衣食住や医療、雇用機会、生理的安全、レクリエーションや教育の機会など、具体的現実態のみではなく、人間関

係を通じて表現される社会心理的実態をも包括している。フロイド理論が暗示しようとしたのは、人間は単にその環境の所産、即ち社会的影響の痕跡をきざむ粘土ではなく、その環境に対する自己独特の要求を行う存在者であり、二人の子供に全く同一の環境を与えることが可能であるとしても、その結果うまれる成人ペースナリティは同一ではない、ということであった。フロイドが、社会環境のインパクトよりも、個人の欲求と対応の側面を多く論じたことから、フロイド学説は本能説或いは生物学的理論であって、環境的影響を無視するものであるかのように非難する者もあるけれども、Hollis によれば、¹³⁾「フロイドは、家族生活経験の内面的および外面両側面の影響を強く主張しようとしたのが、事柄の真相であった。その先駆者ジャネーたちが、神経症を以って体質上の弱点を表示するものと解したのに対して、神経症は人間関係との関連において考察すべきものと主張したのである。神経症は単に内的欲動、超自我および自我の間の葛藤から生ずるのみではなく、子供と両親との相互関係からも生じきたるものと考えるのであって、フロイド理論は、明らかに精神内面的要因とともに社会的相互作用に基礎を置くものである。従ってフロイド理論も、個人の相互作用の係わる環境や社会的諸力の性質を解明する社会科学的方法を枠組みとするケースワークの心理社会的方向付けの一部分たり得る、と主張するのである。」

内的および外的諸力の相互作用というこの二重の方向付けにおいて、課題の中心となるのはこの相互作用においてクライエント個人が問題に関して何かを為し得るし、ワーカーが彼にかく為すようしてその能力増大を援助することである。しかしそのことは、現実の環境的圧力の認識を排除したり、かかる圧力の改善へのワーカーの責任を否定したりすることを意味するものではあり得ない。

即ち個人の主観的側面について云えば、個人はその在るがままの環境に反応するのではなく、むしろ彼の観るところに従って反応するのであって、多様な内面的要因が彼の知覚作用に影響を与えるのである。凡ての成人を父親と同じように、また凡ての婦人を母親と同じものと期待するように、無差別平等に一般化して考えるところから錯

覚がうまれ、この錯覚は彼をしてその環境の彼に対する応答を実際に左右するような仕方で反応させるのである。それ故に、彼は既にある程度まで、彼自身の環境をつくり出しているのだと云わなければならぬ。これらの歪みがエゴ防衛機制の構成要素となると、例えば投射 (projection) によって、自分自身の思想・感情を他者のそれと混同せしめたり、転位 (transference) によって、皮相的な類似性のゆえに、ひとりの人を他者と無差別に一般化したり、実際に混同したり、また「孤立」 (isolation) をもって、実際には相互に係わり合う事柄がしかも互に無縁のものとなってしもうように、自己の経験の諸部分を分離することになって、反証が既にあがっているのに、自己の環境についての誤解を修正することができなくなってしまふのである。

以上の理解に基いてクライエントをして社会的調整を失敗せしめるものとして、Hollis は次の三つの根源を挙げている。¹⁴⁾ 即ち(1)個人をして成人世界に不適当な要求を行わせる原因となる幼児的欲求や欲動、(2)彼に過度の圧力を及ぼす現在の生活状況、(3)誤れる自我および超自我の機能。これらの諸要因に対応する道は、環境的変容 (environment modification) と、内面的諸要因の処置 (treatment of internal factors) との両面からの接近にまたなければならない。

過度の圧力を及ぼす現在の生活状況は、環境のなかの経済的困窮、劣悪住居および近隣状態、教育機会の欠除、疾病、また憤怒に導く欲求挫折や罪障感をもたらす種々の生活経験などの諸要因から成り立つ。これらに対しては生活保護その他、環境変容に導く諸処置がとられなければならないが、それらの環境サービスは、単独に外的の処遇をもって足りりとするのではない。クライエントの困難をつくりだす他の人々の態度変容のための環境操作 (environment manipulation) は、当然、ケースワークにおける心理的処置を不可欠とするであろう。公的扶助や病院保護の対象者は、同時に心理的適応への援助を必要とする問題を内包している場合が多いのであって、実は次の内面的諸要因の処置と結合さるべき性質のものである。

幼児的願望もしくは欲求の過度の残存、または誤れる自我および超自我機能に問題をもつ場合に

は、クライエントのパースナリティへの直接的な処置が必要となる。

環境の根本的变化が純粹のパースナリティ変化をもたらす場合——例えば、良き結婚相手の選択によって満足な生活に導かれ、過去の不幸の精神的傷手を解消することも生じ得るが、精神内面的諸要因が個人的困難の原因となっている場合には、パースナリティの機能障害的側面の変容を目的とする個人的処遇が必要とされる。パースナリティとは、諸力の均衡状態を意味し、エゴの非合理的部分による現実態認識の歪曲が軽度であれば、エゴ機能の比較的少分量の改善によっても、個人の社会的機能全体の有意義な変化を可能ならしめることができる。重度の不均衡状態でない限り、ケースワーカーは、精神分析家の指示にまつことなく、自らの力でパースナリティの機能障害に対処することができると考えられている。

Hollis が『A Psychosocial Therapy』という副題を用いる場合、医学的慣用語としての「治療」は、クライエントへの助言に当って、その職業的権威をより所として積極的指示を与えるのが普通であるが、Hollis は、ケースワークを以て第一次的には「合理的」処置 ("rational" measures) に依存する処遇の一形式であるとして、ただ診断の結果として、クライエントが彼自身の積極的思考による処置への対応能力を欠くことを示すときにのみ、示唆・忠告・説得のような指示的技術 (directive techniques) を用いるものとしている。ケースワークにおいて、この指示的手続きを採用が、不可侵の基本的要求とされている「自己決定」 (self-determination) の原理と矛盾するものではないかという疑問をもつ学究者もあるが、「しかし彼らは、自己決定は絶対的価値をもつものではないということを見誤っている。それはクライエントの自己指導 (self-direction) 能力の増進のため、あらゆる努力が払わるべきことを要求しているが、それはまたクライエントがこの能力において互いに異り、処置に当ってある限定された範囲での指示性 (directiveness) が、時として賢明である。」¹⁵⁾と論じているのは、拙著『結婚カウンセリング』に、折からのわが国における Rogers 教授の『Non-directive Counseling』の流行に対して、指示的カウンセリングの必要な場合を指摘

したとき以来、私の抱き続けてきた微かな疑問を払拭された想いがしないではない。

以上に略述してきたように、クライエントのよりよき社会的機能の達成を援助するためにケースワークが用いられるとき、それはおのずから『psychosocial therapy』の一形態を示すものとならざるを得ないというのが、Hollis がこの書に主張せんとしている中心点である。その焦点をなすものは、常に「人一状況形態(the person-situation gestalt)」であり、それは人の欲求と環境の影響とのあいだの相互作用的均衡を内容としている。個人の機能は、外界の影響へ高度の感受性をもつペースナリティの補足的部分のあいだの複雑な相互作用の最終的結果に他ならぬ。『psychosocial therapy』では、これら環境とペースナリティとの両面の影響を視野に入れて考察することが、診断と治療の基礎となっている。

Hollis の方法論は、Voiland の書にもまさって、一層積極的に、主体としてのペースナリティと、客体としての環境との統一的視野において、クライエント問題の処理の足場を築こうとしていると云うべきであろう。Hollis の書によって、カウンセリングを狭義に解して、心理的操作に限定するような仕方では、人間の社会的機能の喪失態は処理できないことが、一般とあきらかにされたように思われる。そのことは結婚カウンセリングを、経済的および psycho-socio-cultural な諸側面の総合的理解にもとづくひろい視野から、展開すべきことを主張した私の未熟な方法論が、その公刊後五年間の学界の進展のもとで、大過なく通用し得ることを証明されたように感ぜられる。

V

最近結婚カウンセリングの分野で著わされた専門書の一冊に Richard H. Klemer, ed., *Counseling in Marital and Sexual Problems, A physicians Handbook*, 1965. という医師向けの専門書がある。Klemer によれば、ノースカロライナの医師514名の調査によって、その283名までが、彼らの医学教育において、結婚不調整の問題の取扱いに助けとなるものは殆んど習得せず、彼らの78%までが結婚カウンセリングを殆んど又は全く

考慮に入れることをしたことがなく、特に7%の医師たちは、患者からの要求があつたにも拘らず、結婚問題を論ずることができなかつたということである。¹⁶⁾ 医師たちは、結婚カウンセリングを以て、精神病理学に属する心理療法家たち (psychopathologically oriented psychotherapists) の専門分野であると理解しがちであるが、結婚上の困難は、統計的には現代社会の情緒的には正常な人々の正常な問題であつて、もはや精神病理学に帰属するものとは云えないというのが、論者がこの書において結婚カウンセリングを個人的心理療法との区別を明確ならしめ、医師に結婚カウンセリングの本質を明示する必要を認めた理由であった。

Klemer は主張する。結婚カウンセリングで、カウンセラーが先ずもって注目すべきは結婚関係 (marriage relationship) であつて、それは配偶者のペースナリティとは異なる。著しく神経症的ペースナリティの持主でも、結婚では共に幸福な人もあるのに、一見正常なペースナリティの人物が互いに良く適応し得ない関係に立つことがあるではないか。カウンセラーが問題の性質を洞察するために、当人たちの幼少期の経験のなかの背景的諸要因を追求することはあっても、心理療法で重要視される幼少期家族状況の再現というようなことは、結婚カウンセリングの機能とはならないのが普通である。精神医学の意図するような、配偶者の個人的ペースナリティの再編成というようなことも、カウンセリングの不可欠の目標とはならない。Klemer の見解によれば、問題解決への接近において、精神医学的治療の目指すような自己洞察 (insight) の内面に立入ることを求めず、教育的方法、情緒的緊張緩和によって、よりよき問題解決の型をつくり出せば足りるのである。

この書に John L. Hampson が示しているように（第四章「サイキアトリリストに取扱わるべき者の決定」第五章「結婚関係に対する性格及びペースナリティ障害」）性格的障害に因る結婚その他の人間関係への不適応、また精神病的又は重度の神経症に因る全生活経験への不適応のため、入院や心理療法を必要とする者も存在するが、Klemer によれば、医師が結婚カウンセラーとして働く場合に重要なことは、全人的立場 (as a

whole person) から結婚問題の解決のために、生理的、心理的、情緒的、社会的、文化的ないろいろな視野をもつことである。ただ医師が結婚カウンセラーとして活動することのもつ独特の利点としては、医学的訓練を受けた熟練した医師の職分は、コミュニティの尊敬を集めているので、結婚問題の解決に役立つ諸専門職を容易に動員しうる立場にあり、患者は医師との人間的信頼関係にあって、医師への協力に積極的であり、また精神身体医学や健康の情緒的基礎をよく理解しているため、この側面での問題原因を明示しうること、医師の職分は他の専門職よりも家族生活の係わる多くのサービスを遂行しやすい立場にあることなどを挙げることができる、と論じている。

本書の第六章に John F. Cuber が「結婚カウンセリングの診断と处置への三つの前提的考慮」の表題のもとに、医師たちの伝統的な臨床的仮説を批判し、結婚問題診断に有効な新見解として述べるところは、今日の結婚カウンセリングの立場をよく示しているといふことができる。研究の明らかにしていることは、

1. 実際行動は、主として二人のひとが互いに巡り合う出遇いの仕方から導き出されるものであって、単に各人のもつペースナリティの種類からのみ理解されるものではない。このことが明確且つ客観的に理解されなければ、適切な診断或いは有効な治療は不可能である。
2. 臨床家は、因襲的にいかがわしいものと見做されてきた諸種の行動を、つねに精神病理学的現象と仮定する考え方をとるべきではない。
3. 男女の持続的結婚の詳細な研究は、根本的に違った相互作用の類型の存することを示している。しかしそれらは特異体質的 (idiosyncratic) なものではなく、明白な類型または症候群 (syndrome)，即ち生涯とは云えないまでも、長期間にわたって持続する様式が存する。これらの諸類型を認識しておくことは、特定のものに対する診断には大いに役立つ。

即ちここでも、結婚葛藤を一部の表面的徵候において取扱うのではなく、人間行動の全体的結合構造 (the total configuration) において観察するのでなければ、当人たちも、また医師カウンセラーも、共に失望におちざるを得ないということを教えているのである。

以上に検討した斯界最近の諸文献は、嘗て『結婚カウンセリング』において私の選びとった方法論が、大体において誤りなきものであることを物語っているように思われ、いささか安堵の念を与えてくれるのである。

- 註 1) カウンセリングとケースワークの関係については H. Aptekar, *The Dynamics of Casework and Counseling*, 1955. pp. 107-112. また拙著『結婚カウンセリング』(ミネルヴァ書房、昭和38年11月) の第四章第二節「カウンセリングとケースワークおよび心理療法」の項特に pp. 130-133. 参照。
- 2) Florence Hollis, "Social Case Work" in *Social Work Year Book*, 1957, p. 527.
- 3) Herbert H. Aptekar, *op. cit.*, p. 120. また竹内愛二『専門社会事業研究』昭和34年 p. 370.
- 4) Cora Kasius, "Counseling" in *Encyclopedia of Social Work*, 1965, p. 227.
- 5) Edwin J. Tothomas, ed., *Behavioral Science for Social Workers*, 1967, pp. 9-10.
- 6) Cora Kasius, *op. cit.*, p. 228.
- 7) Cora Kasius, *op. cit.*, p. 227.
- 8) John F. Cuber, *Marriage Counseling Practice*, 1948, pp. 128.
- 9) J. H. Wallis and H. S. Booker, *Marriage Counseling*, 1958, p. 59.
- 10) Alice L. Voiland and Associates, *Family Casework Diagnosis*, 1962, p. 33.
- 11) Florence Hollis, *Casework, A Psychosocial Therapy*, 1964, p. 9.
- 12) Florence Hollis *ibid.*, pp. 10-11.
- 13) Florence Hollis *ibid.*, pp. 16-17.
- 14) Florence Hollis, *ibid.*, p. 20.
- 15) Florence Hollis, *ibid.*, p. 28. この自己決定原理の限定論については chapter V. p. 95. に一層詳しく述べられている。
- 16) Richard H. Klemer, ed., *Counseling in Marital and Sexual Problem*, A Physicians Handbook, 1965. p. 2.
- 17) John F. Cber, Three prerequisite Considerations to Diagnosis and Treatment in Marriage Counseling, *op. cit.*, pp. 53-59.